

Q 1 今回の助成金の対象者は、具体的にはどのような事業者ですか。

A 1 今回の助成金は、県内の中小企業、個人事業主等が県内において経営する食事提供施設が対象となります。

施設種別	備考
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ・ 酒類の提供については、夜8時までとすることを要請（宅配・テイクアウトを除く。）
料理店	
喫茶店	
和菓子・洋菓子店	
居酒屋	

<参考> 1 「富山県緊急事態措置」の別紙1「特措法第24条第9項等に基づき休業を要請する施設」に掲げる「遊興施設等」（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等）は食事提供施設には該当しません。
2 「和菓子・洋菓子店」は、イートインスペースがある場合に限りです。

Q 1-2 なぜ、キャバレー、スナック、バー、パブなどは、本助成金の対象にならないのですか。

A 1-2 お尋ねのキャバレー、スナック、バー、パブなどは、社会生活を維持する上で必要な施設である「食事提供施設」とは異なり、「遊興施設」とされていることから、本助成金の制度としては対象としておりません。

なお、キャバレー、スナック、バー、パブなどは、4月23日、少なくとも4月24日から5月6日までの期間において、休業要請にご協力いただいた事業者の方には、協力金（中小企業50万円、個人事業主20万円）が支給されることとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している方への支援として、県税等の納税の猶予制度の特例が設けられています。

さらに、全国知事会の提言等を踏まえ、国において「持続化給付金（法人は200万円、個人事業者は100万円）」や「特別定額給付金（住民1人当たり10万円）」、特例措置が拡充された「雇用調整助成金」の措置が講じられています。

Q 1-3 本店（本社）は富山県外ですが、県内に店舗があります。助成金の対象になりますか。

A 1-3 県内の中小企業、個人事業主等が経営する県内の店舗で実施した事業が助成対象になりますので、本店（本社）が県外の場合は対象になりません。

Q 1-4 助成対象者である中小企業、個人事業主等の範囲は？

A 1-4 中小企業基本法に規定する中小企業及び個人事業主が対象となります。

また、常時使用する従業員の数が100人以下である中小企業基本法に規定する法人以外の法人（国及び地方公共団体が運営・出資する法人を除く。）が運営する食事提供施設も対象とします。（漁業協同組合、NPO法人等。）

中小企業基本法に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

Q 1-5 様式1（交付申請書及び実績報告書）の「6 申請事業者」の「事業者の区分」の「その他（従業員数100人以下）」はどのような事業者ですか。

A 1-5 食事提供施設を運営する、常時使用する従業員の数が100人以下である中小企業基本法に規定する法人以外の法人（国及び地方公共団体が運営・出資する法人を除く。）（漁業協同組合、NPO法人等。）です。

● Q 2 助成金の対象となる事業は、具体的にはどのような事業ですか。

A 2 原則として、5月7日（木）～7月15日（水）の間に、食事提供施設における感染防止対策として取り組む、飛沫感染防止アクリル板、透明ビニールカーテン、非接触型自動水栓（蛇口）、換気扇、空気清浄機、トイレ内の人感センサー付き照明器具、店内の換気に必要な網戸、自動消毒液噴霧器（ノータッチ式ディスペンサー）、非接触体温計等の設備の整備が対象となります。

ただし、4月1日（水）～5月6日（水）までに整備された設備（この間に整備されたことが分かる書類を提出する必要があります。）も対象とします。

Q 2-2 レンジフードファン（コンロの上のカバーとファンが一体化した大型換気扇）、送風機（サーキュレーター）、天井扇（シーリングファン）は対象となりますか。

A 2-2 レンジフードファン、送風機、天井扇は、換気できる設備については対象となります。

Q 2-3 手洗いや清掃に活用できる酸性電解水（次亜塩素酸水）が生成できる給水器は対象となりますか。

A 2-3 次亜塩素酸水生成給水器は対象となります。

Q 2-4 便器自動洗浄システムは対象となりますか。

A 2-4 新型コロナウイルス拡散防止のためにはトイレの蓋を閉めてから洗浄することが望ましいため、便器自動洗浄システムは対象となりません。

Q 2-5 換気扇等の設置費（施工費）は対象となりますか。

A 2-5 設置費（施工費）も対象となります。

Q 2-6 インターネットで購入して整備した場合、送料も含めて対象となりますか。

A 2-6 設備の内容が助成対象となるものについては、送料も含めて対象となります。

Q 2-7 飛沫感染防止アクリル板について、アクリル以外の素材のものも対象となりますか。

A 2-7 飛沫感染防止に資するものであれば、ガラス製、木製、段ボール製等のものも対象となります。

Q 2-8 電化製品等の保証料は対象となりますか。

A 2-8 電化製品等の保証料は対象となりません。

Q 2-9 リース、レンタルの設備は対象となりますか。

A 2-9 リース、レンタルの設備は対象となりません。

Q 3 申請書などはどこで入手できますか。

A 3 富山県ホームページからダウンロードできるほか、各市町村、商工団体等での配付を予定しています。窓口の受け取りについては、5月18日（月）以降となります。また、当該窓口については、改めて県のホームページでご案内します。

Q 4 富山県内に2店飲食店を営営していますが、この場合の助成金はどうなりますか。

A 4 助成金は、1事業者あたり10万円の交付となります。（1店舗で12万5千円以上の事業を実施した場合も、複数店舗で合わせて12万5千円以上の事業を実施した場合も、10万円の交付となります。）

Q 5 支払いを確認できる書類を廃棄してしまいましたが、申請できますか。

A 5 領収書、レシート等支払いが確認できる書類がない場合は、助成対象となりません。

Q5-2 クレジットカードで支払った場合も対象となりますか。

A5-2 クレジットカードの支払い明細書等により、助成対象の支払実績が確認できる場合は対象となります。

Q5-3 代表者や従業員が立替払いをした場合（中小企業が設備購入の際に個人のクレジットカードで支払いをした場合を含む）は対象となりますか。

A5-3 業務上やむを得ず、代表者や従業員が立替払いをした場合、申請受付期限までに、申請事業者が経費を負担したことがわかる書類の提出がない場合は、対象なりません。

Q6 要項や様式1には、酒類の提供時間は20時までとなっておりますが、今回、富山県が緊急事態宣言の対象外とされたことにより、21時まで緩和されているのではないのでしょうか。

A6 5月14日に策定された「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる富山県対策指針」に基づき、5月15日（金）から「Stage2」の措置を実施することとされ、これにより、酒類の提供については、夜9時までとすることを依頼することとなりました。

このため、助成金申請受付要項の「1 趣旨」において〔特記事項〕を追加し、読み替え規定を整備いたしましたので、ご理解願います。また、当助成金のホームページにおいても、その旨を記載し、皆様に周知しております。

Q6-2 様式1には、酒類の提供時間は20時までとなっておりますが、5月26日（火）以降は、22時まで緩和されているのではないのでしょうか。

A6-2 酒類の提供については、要項や様式1において、5月15日（金）以降「夜8時まで」を「夜9時まで」と読み替えているところですが、5月25日（月）に改定された「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる富山県対策指針」に基づき、5月26日（火）以降は「夜10時まで」と読み替えております。

このため、助成金申請受付要項の「1 趣旨」において〔特記事項〕を追加し、読み替え規定を整備いたしましたので、ご理解願います。また、当助成金のホームページにおいても、その旨を記載し、皆様に周知しております。

Q 6－3 様式 1 には、酒類の提供時間は 20 時までとなっておりますが、5 月 29 日（金）以降は制限なしとされているのではないのでしょうか。

A 6－3 酒類の提供については、要項や様式 1 において、5 月 15 日（金）以降「夜 8 時まで」を「夜 9 時まで」と読み替え、5 月 26 日（火）以降は「夜 10 時まで」と読み替えているところですが、5 月 28 日（木）に改定された「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる富山県対策指針」に基づき、5 月 29 日（金）以降は、「酒類の提供時間については制限なし」と読み替えております。

このため、助成金申請受付要項の「1 趣旨」において〔特記事項〕を追加し、読み替え規定を整備いたしましたので、ご理解願います。また、当助成金のホームページにおいても、その旨を記載し、皆様に周知しております。